

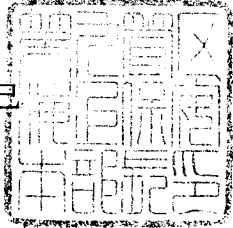
第九管区海上保安本部 公示 第 77 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 2 年 12 月 23 日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



瀬波海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県村上地域振興局  
住 所 新潟県村上市田端町 6 番 25 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

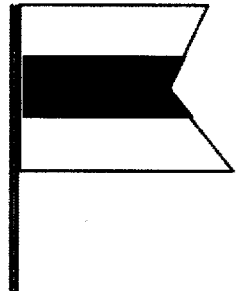
区 域 瀬波海岸（付図に示すとおり）  
期 間 令和 3 年 1 月 20 日から令和 3 年 3 月 12 日までのうち 5 日間

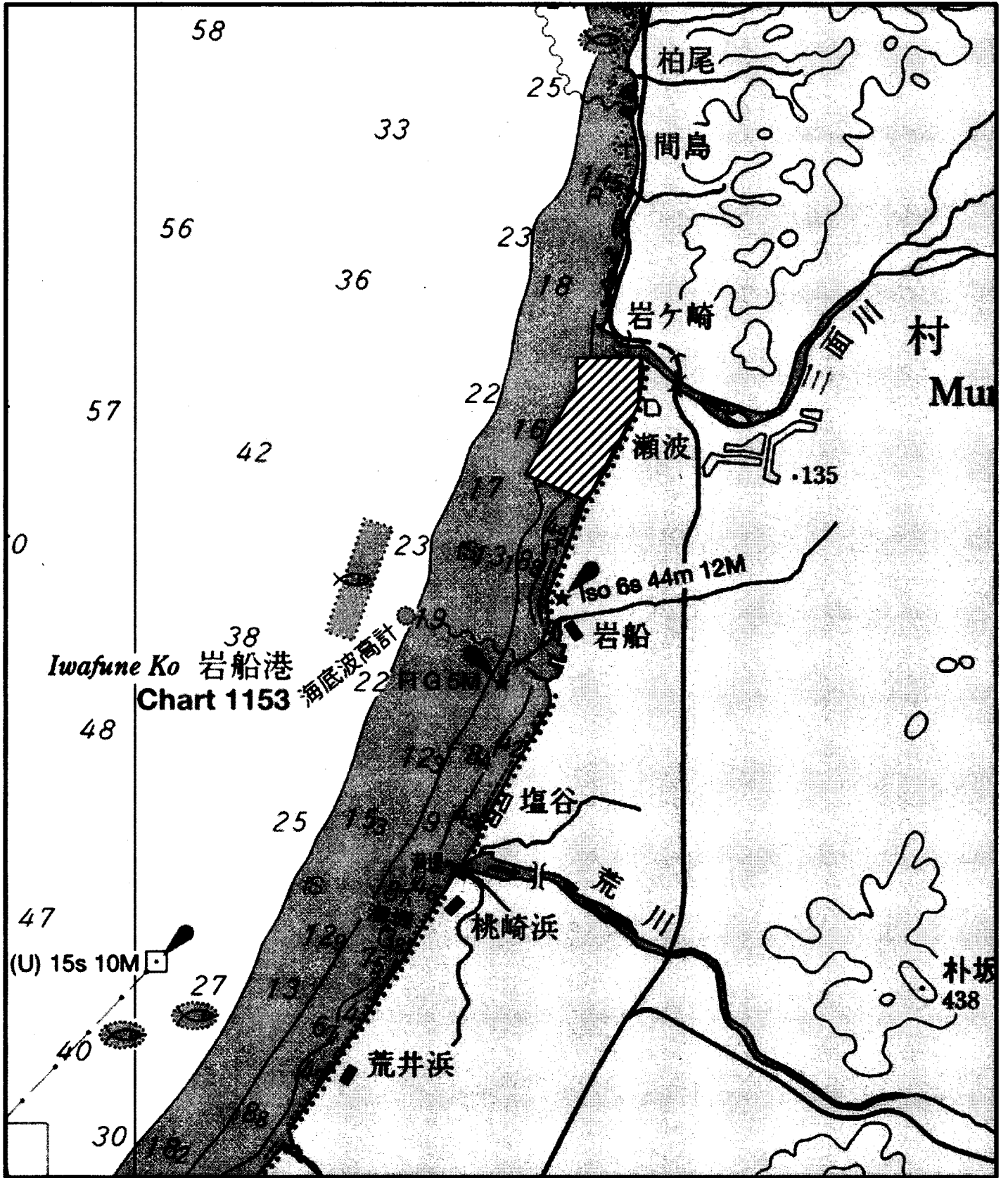
3 水路測量の実施方法

G N S S により測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域